

# 平成ヤクザ

## ——バブル崩壊と暴対法——

ピーター・ヒル\*

(訳) 橋本陽子

### 概 要

本論は、1989年に「昭和」という時代が終わったあとに生じた、ヤクザ(暴力団)の企業活動の発展を探るものである。平成以降、ヤクザは、彼らの経済環境に大きな影響をあたえた二つの出来事と格闘してきた。その出来事とは、バブル経済の崩壊と1992年の暴対法(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」)の施行である。バブル崩壊以後の経済不況のもとで、ヤクザは金になる事業を奪われたが、その分他の手段で補った。暴対法は、合法とされたヤクザの行為に新しい規制を加えたため、従来の行為による事業は高くなることになったが、団員たちは新しい収入源の開拓に向うようになった。とりわけ、バブル経済と暴対法のダブルパンチへの対応として増えたのが、覚せい剤取引や窃盗団であった。本論は、経済的な困難が長引くと、これまで彼らの世界を安定させてきた組織内あるいは組織間のメカニズムが弱体化するであろうという結論を導く。

キーワード

やくざ, 暴力団, 暴対法, 組織犯罪, バブル崩壊

## 1. はじめに

平成という新しい時代のはじめにおこった2つの出来事は、ヤクザ<sup>1)</sup>と呼ばれる日本の暴力団の経済的、法的、政治的状況に大きな影響を与えることとなった。その出来事とは、

\* ピーター・ヒル氏は、オックスフォード大学社会学部のブリティッシュ・アカデミー・ポストドクトラル・フェローである。現在の研究関心は、日本における組織犯罪、警察、そして戦時期の特別攻撃隊にある。主著に *The Japanese Mafia: Yakuza, Law and the State* (Oxford University Press, 2003) がある。連絡先は The Department of Sociology, Littlegate House, St. Ebbes, Oxford OZ 1 1 PT, UK または peter.hill@sociology.ox.ac.uk.

1989年から90年にかけて生じた、投機的な不動産取引や株式市場におけるバブルの崩壊と、1991年の新しいヤクザ関連法の成立である。本論では、こうした変化がヤクザの活動にどのような影響をもたらしたのかを、当局側とヤクザとの関係に焦点をあてながら探ってみたい。

私のヤクザに関する興味は、1980年後半にさかのぼる。当時、私は、東北地方で空手の修行中であったのだが、その時、その県でもっとも有名なヤクザのボスと飲む機会に恵まれた。私は、穏やかで平和的なコミュニティのなかに、大きく目立った組織犯罪者の団体がいるというパラドックスに打ちのめされ、それが今日に至るまでの研究の動機となっている。本論の調査は、その出会いから10年後の東京と大阪で行われたものであるが、より最近の情報については、『実話現代』や『実話ドキュメント』といった月刊誌によって補完している<sup>2)</sup>。本論では、山口組、稲川会、そして住吉会という3つの主要組織——その人数を合わせると、全ヤクザの3分の2を占める——に焦点をあてる。

平成時代の幕開け当時、ヤクザは、一見すると、ほかの工業化した民主主義社会における組織犯罪集団には想像もつかないような富と安全、社会的認知を手に入れていたようにみえた。長年、イタリアは国家とマフィアの共生の例として見られていたが、Giovanni Falcone や Paolo Borsellino といった凄腕の検察官の登場により、その構図はほとんど効力を失ってしまった。だが、日本ではそうした傾向はないように見える。昭和天皇が最後の病床に伏していたころ、自民党の実力者金丸信は、日本の最大規模の暴力組織の首領と親密な関係にあった。同じく、警察官も、大きな表札から組事務所と誰にでもわかる場所に立ち寄り、コーヒーを飲みタバコを吸いながら、最近彼らの界限で何が起きているのかを雑談するという光景も見られた。

こうしたことは、英語の大衆向け文学によって強調されているように (e.g. Kaplan and Dubro 1986, van Wolferen 1989)、国家とヤクザの組織的な共生の決定的な証拠のようにみえるが、現実はまだ少し複雑であった。1960年代半ばごろから、警察の対抗策は着実に、ヤクザを新しい多様な企業活動へと向かわせる最も重要な2つの要素の一つとなりはじめていたのである<sup>3)</sup>。

1) この論文では、日本の組織された犯罪団体を指す言葉として、「暴力団」という当局や学者、ジャーナリストが用いる用語ではなく、「ヤクザ」という言葉を使っている。この選択は、後者の方が日本人ではない読者にとってなじみがあるという理由による。

2) 学者のなかにはこうした雑誌に対する偏見がある。確かにこうした雑誌は偏りがあり、アカデミックとはとてもいえないだろう。だが、注意して用いれば、こうした雑誌はヤクザに関する最新の情報をもたらす価値のある資料となる。

3) ヒル、前掲書を参照のこと。

1998年12月、ヤクザの人数は、8万6522人に達し（構成員と準構成員を含む<sup>4)</sup>、団体数は3197になった。これらの団体のうち、1397団体（3万4492人）が、全国的な三大組織である山口組、住吉会、稲川会のどれかに属していた。こうした主要な組織は、ピラミッド型の、封建的な階層制度によって支えられている。そのフォーマルな組織構造は、儀礼的に盃を酌み交わすことによって成り立つ親子関係や、兄弟関係にもとづいた社会構造と、平行な形で結びつけられ強められている。そして、これらの組織は、下部組織、さらにそれに従属する下部組織がつながる形で構成されている。

1960年代半ば、上層部の組長の検挙が全国規模でおこなわれた。それに対抗する形で、主要な組織は、1970年代初めに、月々の会費を下位団体から集める上納金制度<sup>5)</sup>を導入した。これによって、上層部の組長たちは収入源を確保できるとともに、犯罪への直接的な関与から手を引くことができるようになったのである。山口組の場合、1990年代初めまでに、直系の組長たちは、月額134万円を上納するよう要請され、組本部事務所は年額212億6千万円を集めたという（溝口1997：54-58）。もちろん、組織を率いることは金のかかるビジネスであるから、すべての金額が組長に渡ったわけではない。会費は、組本部事務所の運営費や、弁護士費用、服役した組員の家族の生活保障、葬式の費用、出所、襲名、そのほかヤクザの儀式などの際の祝い金（お盆や歳暮の費用などを含む）に当てられた。

では、どこからこうした資金が出てくるのだろうか。ヤクザの収入をすべて確信をもって推測することは難しい。1989年に、警察庁はヤクザの年間収入の内訳を推測しているが、その推測によると、昭和の末期におけるヤクザの年間収入の総額は1.3兆円に達した。その内訳は、表1のとおりである。

表1 警察庁によるヤクザ年間収入源の推測（1989年）

収入源	収入の割合（％）
覚せい剤	34.8
賭博、ノミ行為	16.9
みかじめ料（みかじめ料、用心棒代、 守料、カスリ、ショバ代など）	8.7
民事介入暴力（民暴）	7.3
企業対策暴力（総会屋）	3.4
その他非合法行為（詐欺、窃盗など）	9.2
合法的企業経営	9.9
合法的雇用	9.8

出典：警察白書（1989年）

- 4) ヤクザは、古くは差別されたマイノリティー集団の最後の雇用者とみなされてきたが、ジェンダーという点からすると、雇用の機会を均等にあたえる雇用者ではない。
- 5) ヤクザ自身は、会費あるいはメンバー料という言い方を好む。

私は1998年3月に、これらの数字について東京にある科学警察研究所の上級研究員と議論をした。この研究員は、この推論のもとになる方法論を考案した人物である。この研究員によると、政治的な理由からヤクザの重要な収入源が推測から省かれているという。つまり、警視庁の幹部は、犯罪組織が漠然としたサービスの見返りに世間に尊敬されている大企業から現金を受け取っている事実を認めることを政治的に厄介な問題だと判断したというのである。

おそらく、こうしたタイプの資金の最も重要な資金源となっているのは、日本の建設業界であると思われる。1990年に日本の建設業界に投資された金額は、8.1兆円（GDPの18.5%）以上である（朝日新聞1999：166, 81）。仮に、この3分の1<sup>6)</sup>にヤクザが用心棒として関与しており、用心棒代が平均3%であるとすれば（インタビューのデータによる）、この業界からヤクザに年間約8億円の資金が流れているということになる。ヤクザの建設業界への依存はなにも彼らに特別なものではない。Kerr（2001）がいみじくも指摘するように、建設業界は、政治家、官僚、そして国民の広範な層が常習的に依存する麻薬のような存在だからである。

1.3兆円というよく引用される数字は、したがって、ヤクザの本当の収入を著しく下回っているはずである。溝口敦<sup>7)</sup>（1986：182）は、1980年代半ばにヤクザの年間収入は7兆円で、純益はこの4分の3であると推測している。

1980年代に、ヤクザの企業活動には2つの重要な相互に関連のある動きが生じてきた。ひとつめは、投機的な不動産取引や株式市場のバブルへの関与の増大である。多くのヤクザがこの分野に招き入れたのは不動産業者であった。不動産業者は、ヤクザを使って地上げ行為——隣接する小さな土地の所有者に圧力をかけて土地を売らせ、それらの土地を一つにまとめて開発のしやすい物件として提供する——をしようとしたのである。こうした取引が簡単にできないように日本の不動産法は様々な規制をもうけているが、ヤクザは好都合の抜け道を提供したのである。地上げ行為の報酬は、つりあげられた地価の3%が標準である。1980年後半までに、地上げは関東や関西地区のヤクザの最大の資金源であったと考えられている（溝口1997：66）。さらに野心的なヤクザは、不動産業に直接進出し、膨れ上がる株式市場に自分で投資をするようになった。こうした市場への熱心な参入は、ヤクザだけに特別なことではなかったが。

この時代に生じた2つめの重要な動きは「民暴」、すなわち民事介入暴力の増加である。民暴とは、暴力団やまたその周辺にあるものが、暴力団との関係を暗示して、一般市民の日常生活に介入したり、法的手続がうまく機能していない領域があることにつけ込み、権

6) あとで述べるように、この数字は、1990年として控え目な見積もりである。

7) 溝口氏は、著者がヤクザと警察の双方から推薦された唯一の人物である。

利者あるいは利害関係者の形をとって経済取引に介入する行為のことである。厳密に言えば、民暴は、債権取立て、総会屋活動、金銭貸借、手形関係、倒産債務整理、不動産問題（とくに地上げ）、交通事故の示談、その他の交渉に関する行為に分かれる。しかし一般的な理解では、民暴とは、交通事故の示談や別のタイプのゆすりやたかりが典型的とされている。ここでは後者の一般的な意味で用いたい。

民暴の急激な増加は、1982年の商法改正によって、総会屋タイプのゆすり行為がとくにその末端部分において難しくなった後におこった。総会屋活動から締め出されたヤクザが資金源として民暴に走ったのである。この動きは2つの理由で重要であった。まず、民暴の多くは、ギャンブルやクラブの用心棒など昔ながらの「被害者なき」ヤクザビジネスとは異なり、一般市民の生活に直接及ぶものであったことによる。組織的犯罪に対して当局がどれだけ寛容であるかは、一般の人々の「被害意識」に大いに影響を受けるものである。第2に、1992年以前では、民暴が法的にはグレイゾーンに属していたことによる。民暴は、目的を達成するために暴力の威力に頼っていたが、この威力は暗示されるにとどまっていた。すなわち、脅された当事者は、脅す側が示す暴力団員というサインとその意味を理解したのである。多くの場合、法的な対象となる暴力行為や明らかな脅しは実際に行われる必要はなかったのである。

では、こうして過去十年間におこった展開はヤクザの世界にどのような変化をもたらしたのだろうか。

## 2. バブルの崩壊とヤクザビジネスへの影響

地価と株価の暴落をともなったバブル経済の崩壊は、ヤクザにも大きな影響をもたらした。しかし、それはまったくネガティブなものではなかった。ヤクザ経済は外部の世界のものよりダイナミックであり、賢明なヤクザは他人の経済的な不幸を時にむさぼり、自分の利益にすることもできたからである。バブル経済の崩壊によって、彼らが何を失い、逆に何を得たのかを見ていきたい。

### 2.1 バブルのトラブル

バブル崩壊の後には、むろんヤクザの経済活動に流れ込む資金もずっと減少した。以前にはヤクザと向き合うよりは立ち去ってもらうほうがいと金を払っていた企業にも、もはやそうする余裕がなくなった。同様に、経済不況によって、クラブやレストランや風俗

産業の収入も減少し（国際的な意味ではその収入額は莫大であり続けたといえるが）、ヤクザに支払う「みかじめ料」も減ることになった。しかし、ヤクザのもうひとつの主要な収入源であった建設業界は、大規模な公共投資によって上向き状態にあった。日弁連の占有妨害対策研究会代表の山田齊弁護士は、1999年当時では、日本の公共事業の30%から50%は暴力団にワイロを払っており、その額は全体の工事費用の2%から5%であると述べている（*Forbes*, February 8, 1999）。つまり、ヤクザにとっての主要な損失は、金融や不動産市場で生じたということになる。以下ではその点について述べたい。

バブル崩壊の後、地上げによる収入は干上がり、投資家たちも、もはや大型の開発からは大きな利益を得られないとみるようになった。これは大きな痛手であった。さらに、多くの地上げ屋は、投機先を多様化させていた。ほかの多くの投資家たちのように、彼らは土地を担保として金を借り、投機につき込んでいた。地価の下落はその投資に打撃を与え、担保価値を引き下げ、負債の返済を困難にした。この問題はヤクザに限ったことではなかったが、そうした人物から貸付を回収することは債権者にとって特別な問題であった。

1993年に、阪和銀行副頭取であった小山友三郎氏（62歳）が射殺される。小山の職務には、債権を取り戻すことが含まれており、彼を殺した犯人はヤクザではなかったかと推測されている。小山は、おおよそ5億9千万円の融資をヤクザの企業舎弟に認めていた。その融資が承認されたのは、銀行の様々なスキャンダルを暴露しようとした政治的な雑誌を暴力団が黙らせたからだといわれている。溝口（1998：192）によると、銀行内に派閥争いがあり、たがいに相手を挫折させようとして政治団体や暴力団を利用していったという。1996年に大蔵省が阪和銀行に取引を停止するよう命じたとき、ヤクザや右翼団体が所有する債務などを含んだ銀行の「特別投資」のリストが発見されている。

同じく、1993年に、住友銀行の支店や役員の自宅を襲った事件が相次いで起こっている。そして、1994年の9月には、畑中和文住友銀行取締役名古屋支店長が玄関ドアを開けたところで射殺される事件がおこった。この殺人事件を捜査した警察は、銀行が情報を握っていると確信し、畑中の机の中やファイル棚の資料を押収するという異例の措置をとった。警察庁のある関係者は、*Tokyo Business Today*（December, 1994）で、住友銀行が沈黙を守ったのは、バブル経済時代のきわめて積極的な企業活動を通じて、ヤクザ風の人物との結びつきを深めたからだ、としている。

山田齊弁護士は、畑中氏殺害についてさらにつぎのように述べている。

住友銀行は、どんな手段を使っても担保を回収しようという方針をもっていて、彼らは犯罪組織を利用してほかの犯罪組織への貸付を回収しはじめたんです。住友銀行の貸付回収は、京都の暴力団会津小鉄の会長を死においやり、東京の別の暴力団のリーダーも自殺に追い込んでいます。

この時点で、暴力団は次は自分だと気づいて、貸付回収にもっとも積極的だった名古屋支店長を殺害したんだと思います (*South China Morning Post*, May 31, 1998).

この事件を受けて、大蔵省は、住友銀行にヤクザ関係の5千億の債権を帳簿から抹消することを許した。ほかの銀行も「回収困難」な債権を抹消することを許された。1997年までには、全体で、21の主要金融機関が、20兆5千億の最も問題ある債権を放棄することを許されている(小西 1997: 101)。

ヤクザ関係の不良債権問題は、「住専」(住宅金融専門会社)<sup>8)</sup>がつぶれたことで切迫した問題となった。住専は、1990年の大蔵省の不動産融資の総量規制の対象外とされていたため、銀行業界の信用基準を満たさない企業の資金源となっていたからである。

住専の7社すべてが、融資額よりも価値の低い担保をとって金を貸すことをおこなっていた。彼らは、偽名だと分かっている相手にも融資したのである。投機株の購入、パチンコ店……そしてラブホテルに融資をした。政治家と結びついた企業にも多くの融資がなされた。そして、1990年の規制以降になされた住専の債権の多くは、犯罪組織の企業に渡された (Hartcher 1998: 128)

1996年1月までに、住専7社の所有する不良債権の総額は、6兆4千億にのぼったと推定されている。さらに、これらの会社では、2兆1千億円の不良であるが回収可能な債権を抱えていたといわれる (*Australian Financial Review*, January 23, 1996)。

このうちどれぐらいがヤクザ関係のものであったか、確かなことはわからない。ひとつの例として、総合住金がおこなった93の融資のうち40がヤクザ向けで、全体の43%をしめていたといわれている (*Australian Financial Review*, January 23, 1996)。このような小さな例は暗示的なものにすぎないものかもしれないが、43%という数字は、ヤクザの割合についての報道関係の推測としては中道的なものである(大体が3割から5割の間である)。*South China Morning Post* (May 31, 1998)に引用された大蔵省の資料でも、ヤクザとその企業舎弟が住専から少なくとも5兆円を借りていたことを認めている。

住専の破綻は日本の不良債権問題を最も象徴的に表したが、それは氷山の一角にすぎなかった。日本の会計実務では、銀行や企業がその負債の多くを隠すことができたが<sup>9)</sup>、新しい金融監督庁が示した2002年までの不良債権の公式金額は42兆にのぼっていた (*Financial Times*, October 15, 2002)<sup>10)</sup>。また、別の民間のゴールドマンサックス社の推計

8) 日本のノンバンク金融機関は、住宅購入者にローンを提供する目的で1970年代に設立された。

9) 1999年会計年度には、会計基準が変更となり(日本の企業は年間の支出報告に子会社の財政も含めることが必要となった)、翌年の会計年度には(資産は簿価ではなく市場価格で評価されなければならない)こうした問題は軽減されることが期待される。

10) 株式市場の乱高下はむしろ、この数字に相当の変動をもたらしている。

によれば、その額は 237 兆円となっている (*Bloomberg News*, April 4, 2002)。

この総額の 40% にヤクザが介入していると、多くの関係者は推定している。この 40% という数字は、もと警察庁幹部で今はヤクザ関連問題のコンサルタントをしている宮脇磊介によっても支持されている。宮脇は、1995 年に不良債権の 10% がヤクザグループに直接的に、30% は間接的に結びついていると推測している (*Financial Times*, December 12, 1995)。

住専の崩壊が引き起こした混乱を收拾するため、1996 年に政府は住宅金融債権管理機構を設置した。この機構は 1999 年に整理回収銀行と合併して、銀行や住専の不良債権問題の責任を負った整理回収機構となった。この機構は、ヤクザ関係の不良債権を取り扱うために警察出身者による特別対策室を置いた。2002 年 4 月までに買い上げた 8 兆 7 千億円の債権のうち、なんとか回収できたのは 4 兆 6 千億円であった (*The Australian*, April 9, 2002)。その買い上げた債権の 18.4% は、ヤクザと結びついていたといわれる (*Financial Times*, October 23, 2001)。

ヤクザは投資の失敗でたしかに利益を失ったが、債権者を脅してその失敗をカバーすることによって、その損失を最小限度におさえることができたのである。また、その一方で、ヤクザは別の形で日本の経済問題から利益を得ていったのである。

## 2.2 バブルの利益

### 2.2.1 債権回収と損失処理：損切り

銀行がヤクザを雇って、ほかのヤクザの借金を取り立てるという事実は、債権回収が長年にわたってヤクザの業務であったことを思い起こさせる。債務を抱え込み、合法的な再生への手段を欠いた経済状況にあって、そうしたビジネスは繁盛する。債権回収についてのヤクザの報酬額は平均 50% である。これに手数料が加算されることもあるが (矢嶋 1992: 22-23)。バブルがはじけて以来、債権者は貸した元本の全額回収を実際のところ望むことができなくなった。そのことによって、ヤクザが「損切り屋」として交渉し、利益をむさぼることができる「すきま産業」が登場することとなったのである。

どのように損切り屋が活躍するのかを理解するために、つぎのようなシナリオを考えよう。バブル時代に、A 銀行は 3 億 5 千万円を Z というマンションの管理会社に貸した。だが、バブル経済の崩壊にともない、Z 会社は借金を返済することができなくなり、担保物件の価格は、未払い債務額のごく一部に落ち込むとする。そこに損切り屋が登場する。A 銀行からしかるべき代理権を獲得した損切り屋は、Z 会社に、債務の整理のため 4 千万円を支払うよう説得する (4 千万円という額は未払い債務額、しかも利息分を含まない額のわず

か11.4%にすぎない)。そのかわりに、債務者は、損切り屋に借金を大幅に棒引きしてもらったお礼として2千万円を払う。もちろん、損切り屋は、債権者からも手数料を受け取っており、その金額は、日名子(1998:166)によると、回収された額の3%であるという。

このタイプの行為は合法である。ではなぜ、その行為をヤクザやその舎弟企業によって独占させているのか。それは、その行為にはヤクザが関与しているという暗黙の脅しが効果的であるからである。ではなぜ、債権者も債務者と直接に交渉して、仲介者を締め出さないのか。その理由は、しばしば債権者がヤクザ集団と何らかの関係をもっていたということにある。

### 2.2.2 競売妨害

このタイプの行為は多くの形態をとるが、効果的な競売妨害は、競売にかけられた物件の価値を人為的に低下させるという方法である。これができると、ヤクザは3つの方法で利益を得ることができる。まず、競売を不成立にした挙句その物件を引き続いて使用するという方法、次にその物件を安く入手し市場価格で売るという方法、最後に、その物件を売りたいと思っている人に物件を明渡すのと引き換えに金銭を得るという方法である。

競売妨害は、不動産業に昔からある問題であり、1979年には脅迫を防ぐために期間入札制度が導入されている。しかし、これは競売妨害がなされる方法を変えただけであった。かえって、競売のスペシャリストといわれる人々を、「占有屋」という対象物件を戦略的に占有する人々にまで進化させてしまった。

ヤクザが物件を占有できる方法はいろいろある。彼らは、経営難の企業に融資する際に短期賃借権を担保とすることもある。また、返済不能になった債務を肩代わりして物件を得て、ほかのグループに転貸することもある。驚くべきことに、物件所有者自身がヤクザと共謀して、彼らに短期賃借権を移譲することもしばしば見受けられる。こうしたケースの場合、その目的は債権者の債権回収を妨げることにある。不動産関係の債権の場合、問題の物件には複数の抵当権が設定されていることが多い。物件が売却されれば、第1順位の抵当権者は売却による利益のほとんどすべてを得ることができるが、第3順位、第4順位の抵当権者には取り分がほとんどない。こうした優先権の低い抵当権保有者が自分の権利をヤクザに売ることもある(小西 1997:105-7)。

日本の法律は、賃借人に手厚い保護を与えており、賃借権を保有する者を追い出すには時間と費用がかかるようにしている。このことが、占有のスペシャリストたちへの対応を難しくしており、彼らに金銭を払って立ち退いてもらうのが、しばしば最も効果的な戦略となっている。

建物がいったん占拠されると、ヤクザの存在を匂わせるものを窓や玄関ドアに表示して、

その事実を宣伝するというのが通常のやり方である。また、右翼団体の街宣車を物件の外に駐車しておき、購買者予定者にメッセージを送るなどのやり方もある。暴力団の関係をしめす名刺を売却のチラシに折り込むこともある。こうした戦術に効果がないとわかれば、もっと直接的な脅迫行為という選択も残されている。それは刑事訴追の対象となる危険をとまなうものであるが。

### 2.2.3 倒産整理

倒産整理は、暴力団員が資金をつくるテクニックのなかでも最も洗礼された専門的能力を要するものである。日本で企業が倒産する時には、様々な債権者の申し立てを法的に解決するには、通常数年（時には10年間も）もかかり、支払われる額は債権のごく一部でしかない。したがって、債権者は自分の債権を倒産整理屋に額面の5%程度の値段で売ることが得だと考える（溝口 1986:189）。倒産した会社の社長は精神的に不安定になっているので、ヤクザを債権者会議に招いて、怒りに満ちた債権者から自分を守ることを選ぶのである（引退した組長とのインタビュー 1998）。

倒産整理屋にとって最も重要なことは、行動が迅速であることと、ほかの債権者よりも多くの債権を有することの2つである。整理屋はしばしば、倒産間近の会社を特定して短期の融資を持ちかける。この有利な立場から、整理屋は社長に法定代理権を与える旨の証書を書かせて判を押させ、会社の売掛台帳、実印、権利証まで手にいれるのである。整理屋は彼に有利な形で約束手形やそのほかの書類を無理やり作らせることもある。そして、ついにその会社が倒産したあかつきには、ほかの債権者やヤクザが会社の資産に手をつけるはじめる前に、会社の担保を占有し、売り上げの残高を回収することが大切である（矢嶋 1992:16-21）。

バブル崩壊のあと、倒産（つまり、整理屋の活躍場）は増加し、とくに債務の合計から推測するとその増加は目立っている。しかしながら、1980年代末以降、警察がこの行為により関心を払うようになったため、また、企業が産業再生法を有利に利用したり、あるいは、倒産手続きにおいて弁護士がより厳格な監督を行うようになったために、倒産整理は困難になってきている（山田 1994b:300；溝口 1998:190-191）。

その結果、現在では、会社が倒産する前に入り込み、内側から搾取することの方が容易になってきている。この例としては、商社イトマンに関する1990年代初期のスキャンダルがある。山口組若頭の宅見勝は、推定5千億円から6千億円の資金をイトマンから闇経済へと迂回させていた（溝口 1998:193-196；*Tokyo Business Today*, December 1994）。

こうして変化する経済環境のなかで新しいビジネスを発展させようとするヤクザにとって死活問題となったのが、暴対法の導入であった。つぎにはこの法律の内容、それをもた

らした原因およびその結果について検討してみたい。

### 3. 暴対法とヤクザビジネスへの影響<sup>11)</sup>

#### 3.1 暴対法の背景

すでに述べたように、組織犯罪に対する警察の寛容さは、警察が被害者のいる犯罪と認定するかどうかによって大いに左右される。1980年代には、民暴行為の増加によって、警察は寛容な姿勢をもはや維持できなくなっていた。とくに、一般市民が犠牲となった事件がヤクザに対する世間の反感を増加させていた。

ヤクザに対する市民のネガティブな見方は、3つの有名な内部抗争事件によって強められた。最初の事件は、山口組とそこから脱退した一和会との全国的な抗争で「山一闘争」（1984-89年）と呼ばれるものであり、それは25人の死者、70人の負傷者、そして500人の検挙者を伴うものであった。第2の抗争は、1990年の「八王子戦争」といわれるもので、山口組が八王子を拠点としていた二率会に対して、傘下の幹部2人が殺害されたことへの報復行為をおこなった事件である。この抗争が重要なのは、山口組は稲川組との間で、東京近郊には組事務所を設けないという合意をかわしており、東京の警察はその状態を維持しようとしていたからである。第3のものは、1990年に、沖縄で三代目旭琉会とそこから脱退した沖縄旭琉会との間でおこった抗争である。暴力団員とまちがわれて高校生が殺されるという最大の惨事がおきている。警察庁関係者とのインタビューによれば、この青年の死が、国民の認識を変えさせる最も重要な要因になったという。

海外や国内における政治的な要因も重要である。スキャンダル、首相の面目の喪失、選挙での大敗といった一連の出来事のあと、1989年に自由民主党は海部俊樹を党首、すなわち首相にして政党のイメージをクリーンなものに変えようとした。暴対法の導入によって組織犯罪に厳格な態度をしめしたのも、その戦略のひとつである。それと同じころ、国際的には日本はアメリカの麻薬戦争（組織犯罪と同一視されていたのだが）に対して協力していないという批判が国際的に起こった。日米関係は両国間の貿易の不均衡によってすでにギクシャクしていたが、日本は1988年の国連の麻薬密売反対条約などの政策にあまり協力的ではなかったとして非難された。Friman (1996: 64) は、「経済報復の脅威が高まったため、日本の政策決定者は、麻薬問題に協力することを、二国間関係を広範囲にわ

11) 暴対法の通過とヤクザへの影響についての鋭い説明については、Herbert (2000) を参照のこと。

たって緩和させる手段としてみるようになった」と述べている。

インタビューによると、アメリカとの議論に関わっていた警察庁の職員も、反ヤクザへの取り組みに対して批判を受け、そのことで同じように動揺していたという。アメリカやヨーロッパとは異なり、日本は組織犯罪に対する具体的な対抗策を欠いていた。そのため、日本国内での議論は、ヨーロッパやアメリカのやり方を参照としていた。そのうち、ヨーロッパのアプローチは、組織的な犯罪団体のメンバーとなること自体を犯罪化するものであり、それ故、憲法上の結社の自由を侵害し、不相当であると受けとめられた。その結果、多くの人々の関心は、アメリカの「事業への犯罪組織の浸透の取り締まりに関する法律」(RICO法)に向けられたのである。

RICO法の主要な意義は、「多数の被告が関わる犯罪組織の全体を、しかも多数かつ多様な犯罪行為のすべてについて一括して起訴すること」を可能にした点にある (Giuliani 1987: 105)。要するに、これは、なにが「犯罪」であるかの判断はほかの法律にゆだね、「組織的」になされたかどうかに着目した法律である (Rebovich 1995: 141)。RICO法は、個人が、同法所定の「違法行為のパターン」——それは10年間に2回またはそれ以上の違法行為と定義されている——に該当する組織的活動に参加した場合に、その個人の行為は違法であるとしたのである。RICO法によって科される刑罰は重い。20年未満の懲役および(または)2万5千ドルの罰金に加えて、RICO法は、法律に違反して得た資産を没収することを許可している。では、暴対法はRICO法の基準と比べてどうであろうか。

### 3.2 暴対法の規定

暴対法は、都道府県公安委員会に、次の3つの要件に該当する組織を暴力団として公的に指定する権限を付与した。第1に、名目上の目的のいかんを問わず、暴力団員が暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成または事業の遂行のための資金獲得を行いやすくしている団体であること、第2に、その組織に、犯罪歴保有者が一定の割合以上いること<sup>12)</sup>、第3に、「その暴力団を代表する者またはその運営を支配する地位にある者の統制の下に階層的に構成されている団体であること」(暴対法第3条)である。

いったん指定されれば、暴力団はその行為に様々な制約を課される。最も重要なことは、暴力団員が暴力的要求行為をすることを禁じられたことである。暴力的要求行為には、団員が暴力団の威力を利用して(たとえば、暴力団の名前を言ったり、暴力団員であることを示唆する名刺を渡したりするなど)行った行為が含まれる。禁じられた要求行為の範囲は、第9

12) その割合は様々で、一方では3人のグループの場合の3分の2とみなされる場合もあるし、他方では100人以上の大組織の4.2%とみなされる場合もある。

条に規定されているが、それは前述した民暴の多様なカテゴリーと大まかにおいて一致している。

指定暴力団員が第9条に規定された行為を行った場合、被害者が公安委員会に届け出せば、公安委員会はその行為をやめるよう中止命令を出すことができる。少年を組員に入れようと働きかける暴力団員に対しては、届出がなくても公安委員会の中止命令を出すことができる。さらに、暴対法は、公安委員会が対立抗争時に指定暴力団の組事務所の使用を制限する命令を行う権限も与えている。平時においても、事務所の周辺住民に不安をもたらすような行為（たとえば、暴力団の名前や代紋を組事務所の外に提示することなど）は、公安委員会の中止命令の対象となる。中止命令に違反した場合には、刑罰が科されることになる。刑罰は、最大一年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金、またはその両方となっている。

暴対法のもう一つの特徴は、暴力追放運動推進センター（より簡単には、暴追センター）を設けた点にある。この公安委員会の判断によって指定されたセンターは、多くの任務を担っている。その任務には、ヤクザの被害者の相談に乗ること、ヤクザの脅威とその対処法を人々に知らせること、暴力団を抜きたいと思っている人々の相談に乗り手助けをすること、民間のヤクザ反対グループを支援することなどがある。

これらの組織がどのように構成されるかは法律では規定されていないが、都道府県のセンターは警察組織と密接に結びついている。通常、センター事務所は各都道府県の警察本部のなかに置かれ、その事務員の多くは、退職した警察官から構成されている。こうしたセンターが警察官のための天下り先になっていることは否定できない事実である。

### 3.3 暴対法の改正

暴対法は導入されてから、幾度か改正されてきた。そうした改正は、法の範囲を広げて、ヤクザが規定を逃れるための抜け穴をふさぐために行われてきた。そのうち、最も重要な改正は、ヤクザの「企業舎弟」<sup>13)</sup>や関係者に触れる行為に関するものである。

### 3.4 迎撃するヤクザ

暴対法の施行に先立ち、ヤクザ、とくに山口組においては、自らの行為に暴対法がもたらす影響を最小限にしようとあらゆる手立てを行ってきた（溝口 1992b : 246）。1991年3

13) 「企業舎弟」とは、自らはヤクザの仲間ではないが、暴力団員との密接な関係を利用することによって、企業取引で優位な立場を得ている企業家のことをいう。

月の定例会では、暴対法の最初の法案が公にされていたこともあって、議論はどのように対応するかに集中した。次の日、幹部組織は、ファックスを各地の組事務所へ送り、すべての下部事務所から組の名前や代紋などをすべて取り外させた。各組事務所はさらに、法令の条文を検討する研究会を設けるよう指示を受けた。

次の定例会では、組員は、警察との接触をいっさいしないよう、警察には協力せず、捜索令状なしには警察官を組事務所に入れないように指示された。山口組は、さらに他の大規模団体と良好な関係を築くことにつとめ、対立抗争の危険性やそれに付随する法的な影響を最小限にとどめようとした。こうした外交的努力には、2回のヤクザサミット（1991年9月27日と1992年2月22日）が含まれる。そこで、参加者たちは、一般市民を困らせたがり、組織同士が争ったりしないことを合意したのである（山田 1994b：406；*Japan Access*, January 13, 1992, 溝口 1992b：252）。しかし、様々な組織から多様な対応が提示されたことからみると、これらのサミットでは共通した戦略が合意されたわけではないようである。

一般的に、関東地域に拠点をおくヤクザ組織は、関西地域のものに比べて、暴対法に大々的に反応するということはなかった。理由のひとつは、東日本の団体は、西日本の団体に比べて、協調的な姿勢をとる工夫をすでに重ねてきていたことにある。もうひとつの理由は、警察の第1のターゲットはこれまでも、そしてこれからも山口組であったことにある。したがって、東京に拠点をおいていた団体は新法にそれほど脅威を感じることはなかった。東京を拠点とするある組長は、「新法はやっかいだが、われわれヤクザにとってはそれほど影響はない。われわれは社長とか管理人とかいう新しい肩書きをつけるだけ」（*Reuters News Service*, March 2, 1992）と述べている。ここで語られる心境は、同じ頃に山口組の組員が抱いていた被害妄想的な感情とは違う（1998年に大阪で刑事事件の弁護士たちにおこなったインタビューによる）。

この違いは、ヤクザの法廷における戦術にも現れている。稲川会と住吉会は、指定前の反論を聞く「聴聞会」では証拠を出したが、その決定に反論はしなかった。田中敬三は、稲川会を代表して、「どういう法律であろうとも、国で定めた法律は謙虚に厳粛に受け止める」と述べている（山田 1994b：247）。

それとは対照的に、山口組、京都を根拠とする会津小鉄、福岡や那覇の団体が、新法は法の下での平等をうたう憲法の趣旨に違反すると主張して、法的手段に訴えた。山口組がこの訴えを取り下げたのは2年後のことである。また、山口組は法的な判断をもとめて3つの訴訟を起こしたが、いずれも成功することなくおわっている。

西日本で法的な抵抗をしなかった唯一の例外は、大阪に拠点をおく小さな団体、酒梅組である。酒梅組は、警察と良い関係を保ち、よく待遇されていることで有名である。指定前の聴聞会では、この組を代表する幹部は、「国家の定めた法に従うのが国民の義務です。

酒梅組は指定の条件を満たせば、それを受ける以外にありません」と述べている（『週刊実話』1999.10.14）。

## 4. バブル以後と暴対法

### 4.1 メンバーの傾向

警察庁の統計によれば、1991年から1995年の間に、ヤクザの総数は、9万1000人から7万9000人へと13%減少している。しかし、残念なことにこれらの数字には問題がある。あるグループは前科を有するメンバーを追放し、暴力団指定への法的水準を下回るように見せかけるが、追放されたメンバーは暴力団との関係を維持し、企業舎弟や右翼政治・社会活動家となったりするからである。そうした場合には、メンバー数の減少は、社会への純利益を反映したものとはいえない。ただ、山口組が、力を発揮しないメンバーを本当の意味で追放しているということ是可以する（山田1994b:258）。そうした追放はバブル以降の経済状況への対応として団員を削減する手軽な口実となった。だが、その対象となったのはあまり有能でない人々、正規の就職ができる可能性の少ない人々であった。したがって、このリストラによる社会的影響はネガティブなものであるといえるかもしれない。なぜなら、こうした人々は、犯罪を重ねていく可能性があり、しかもその行為はもはや暴力団からの規制を受けることがないからである。

1995年以来、ヤクザの数はわずかに増加に転じつつあり、2001年末には8万4400人と推定されている（暴力団対策部2002b）。このうち、おおよそ半数（4万3100人）は団体の構成員である。敵対的な法的環境を反映して、暴力団やそのメンバーは目立たないようにするに従い、過去10年間で構成員の割合は減少しつつある。しかし、4万3100人の構成員のうち、91.4%は依然として指定暴力団の団員である。

ヤクザとなる人々の傾向に関して事実上希望がもてる一面は、長期の人口学的な変化が見られることである。すなわち、ヤクザが日本の一般社会に比べてより早く高齢化しているということであり（暴力団対策部2002a:36-37）、そのことは、若い男性がもはや、暴力団員になることを魅力的な職業選択とは見なくなりつつあることを示唆している。ヤクザが究極的に身体的暴力による脅しに依存していることを前提とすれば、この減少は彼らにとっていずれ重要な問題となるであろう。

暴対法の導入から2000年の終わりまで、警察と暴追センターは5310人の暴力団員を組から離れるように説得してきた。しかし、すべての暴力団離脱が「まっとうな人」になる

ことを意味したわけではない。暴力団から離れることに同意する人は、受刑中であることが多く、また刑期の短縮を狙って離脱することに同意する人々もいた（1998年、神奈川県警でのインタビュー）。「まっとうになろう」とすることは当事者にとっても容易なことではない。5310人の離脱者のうち、警察がこの目的のために斡旋した仕事について人々はわずかに640人（12%）であり、私が1998年に訪問した二つの暴追センター（神奈川県と岩手県）では、組を離脱して職について人々の半数がすでに辞めていた。

バブルと暴対法のダブルパンチは、ヤクザの組織的な収入に打撃をあたえたが、これは必ずしもメンバーの離脱につながらなかった。なぜなら、合法的な活動の機会はますます悪くなっていたからである。前述したように、ヤクザ経済は、上層部の世界のものよりもっとダイナミックで斬新であった。組を離脱をしようとする人々を非・犯罪的な社会に再統合することが——それは容易でないことはすでに見てきたとおりであるが——できない限り、離脱は必ずしも社会に利益をもたらすとはいえないのである。

## 4.2 解散

1991年から2000年末にかけて、1万6350人の構成員を抱える1971の暴力団が解散もしくは消滅した。しかし、構成員の減少数は6600人とどまり、それは行き場を失った多くのヤクザが別のグループに吸収されたことを意味している。組からの離脱の場合と同様に、元のメンバーが別の暴力団に吸収されたり、無党派の犯罪者となったり、フロント企業として再組織化されたりする限りでは、組の解散は必ずしも社会に利益とはならないのである。

## 4.3 寡占化、平和的共存と緊張

1960年代半ばから、主要3団体の団員数がヤクザ総数のなかで占める割合は増加傾向にあった。これは、ヤクザに対する警察の活動が活発化し、収入源を多様化させていない小さな団体に打撃を与えたことが一因である。1990年代初頭に、暴対法をおそれたヤクザは、攻撃的な組織の拡張をなんとか抑えていたが、小さな団体は進んで大組織の一つに合流し、その権威あるブランド名を利用しようとした。また、関東地域の暴力団は東京に拠点のある組織に合流して、山口組にのっとられることを避けようとしたのである。

2001年末になると、主要3団体をあわせた（準構成員含め）人数は、5万8200人、すべてのヤクザ人口の69%を占めるようになった。山口組だけで3万6300人、43%となっている（暴力団対策部 2002b）。こうして、これらの3つのグループの行動は、ヤクザ世界

のなかでも最も重要な意味をもつことになったのである。

1990年初頭から、主要3団体は、対立抗争を減少させる動きをみせた。それは、暴対法が強制的に組事務所を閉鎖するという条文を盛り込んでいたことに主として対応したものである。警察庁の統計も、この点で著しい改善がみられたことを示している。内部抗争の年平均発生件数は、1991年以前の8年では28.8件であったのが、1991年以降では8件から9件となっている（暴力団対策部 2002a: 15）<sup>14</sup>。

主要3団体の外交的な努力は、ほかのグループの幹部たちと兄弟的な契りを結ぶことによって確固たるものとなってきた。1993年には、山口組と会津小鉄の組長が、親戚縁組みをおこない、2つのグループ間の抗争を阻止している（山口組の下部組織が、京都に新しい駅を1,500億円で建設するという仕事から利益を得ようとした）。1996年には、京都に拠点をおく会津小鉄、広島に拠点をおく共政会、山健組（山口組のなかでも最も権力のあるグループ）のあいだで盃が交された。同じ年には、山口組と稲川会の組長—日本で最も権力のある2大存在—も盃儀式をおこなった。関東に拠点をおく団体はすでにグループの関係を改善させるための協会（関東二十日会）をつくっていたこともあって、1990年代末までには、ごく一部のヤクザを除いて、ほとんどすべてのヤクザは何らかのかたちで友好的な関係で結ばれるようになっていた。

そうした手立ては、すべてのメンバーが満足のいく経済的な機会の創出につながったならば、うまくいったかもしれない。しかし、1990年代にはそうならなかった。経済状態がいい場合にも、暴力団の仕事の多くは、ほかの暴力団から顧客を守ることにあった。その場合、暴力団の協調関係がギクシャクするのは必至であった。山口組と会津小鉄の平和を保とうとする努力は、中野会（山口組の大きな下部組織）が京都の建設事業に強引に割り込んだことによって、ほぼ失敗に終わった。1996年7月（三者間で盃が交わされてからわずか5ヵ月後）に、会津小鉄のヒットマンが中野会の中野太郎会長を襲撃したが、中野会長のボディガードがこの試みを阻止して、襲撃側の2人を射殺するという事件がおこっている。

この事件はトラブルをおこすなという組長の警告の効果を危うくするものであったが、それに続いた出来事は新しい外交精神が芽生えはじめたことを示している。平和的和解が

14) 国際的な水準でいえば、日本の内部抗争は穏やかであるといえる。典型的な内部抗争とは、組事務所やターゲットの家に銃弾を打ち込むという儀式的な交換がなされ、人の命が多数奪われることはない。1991年から1998年までの間、暴力団対立抗争は、年平均9.6件で、死者の数は4.6人、一件あたり死亡した人は0.8人となっている。ある意味で、この数字は、日本で軍用の武器がないという事実を反映しているといえる。しかし、より重要なことは、日本では組織犯罪が成熟した寡占的な状態でなされているということである。つまり、暴力は組織が急速に拡大したり、自らの評価を確立しようとするために使われる傾向にあるということである。

すぐにお膳立てされ、会津小鉄の幹部はお詫びのしるしにつめた指を差し出した。そのとき、好戦的な中野会長が警察の留置場にいなかったら、和解ははるかに困難であっただろう。

ヤクザの協調は、山口組内部でも緊張にさらされていた。1997年に山口組の若頭で金庫番でもあった宅見勝が、中野会に暗殺されたときにその緊張はピークに達した。処分についてあれこれ検討した結果、中野会長とその団体は復帰の可能性のない「絶縁処分」になった。だが、報復を禁ずる厳格な命令にもかかわらず、中野会に対する襲撃は相次いだ。

東京の富に魅了された山口組の組員が、山口組の下部組織と東京に拠点をおく団体との間にいくつもの抗争をひき起こした。そのころ、経済の悪化は、東京の団体の調和を保とうとする関東二十日会の力にもかなりの打撃を与えていた。2001年には二十日会のメンバーの間で抗争が相次いでおこった。最も有名なのは、稲川会系組員が東京都内の斎場で住吉会幹部2人を射殺したという事件である。また、東京を拠点にした国粋会で長く内部抗争を続けていた当事者は、二十日会の他のメンバーからの仲裁を拒絶した。そのころには、トラブルをおこした者に与えるべき制裁は、二十日会の間でも厳密に適用されなくなっていたのである。こうしたことはすべて、経済状況がヤクザの世界を不安定にさせたことを示唆している。そして、これらの抗争は必然的に警察のさらなる介入を増加させ、ヤクザの経済状況をますます悪化させていったのである。

ここに、私たちは主要団体のジレンマ、すなわち彼らの利益は下位の団員や下部組織の利益とは必ずしも合致しないというジレンマを見ることができる。毎月の定例総会では、下部組織に他の団体を敵に回すこと、麻薬取引をすること、外国人を巻き込むことを避けるように命じてきたが、こうした命令は常に無視されつづけたのである。

#### 4.4 中止命令と違反

1992年から1999年までの間、被害者がどのように暴対法を用いればよいか学ぶにつれて、新法にもとづいて出された中止命令の年間数は急激に増加した。2000年に中止命令数<sup>15)</sup>は初めて減少した(1999年の2300件から2280件になった)が、このことが示唆するのは、この法律の知識が十分に広まったことと、ヤクザの行動におこった変化を封じこめるためには、中止命令数はこの現状のレベルにとどまるであろうということである。

おそらく中止命令数よりももっと興味深いのは、中止命令への違反の動向であろう。1995年までは中止命令の違反は一件であった。しかし、その後の5年間で、中止命令へ

15) 命令には2種類あり、ひとつめは中止命令、もうひとつは再発防止命令である。簡潔にするために、ここでは2つをまとめて「中止命令」ということにした。

の違反件数は、6, 9, 8, 7, 4件となっている。出された中止命令数を前提とすると、この数字は非常に低く、これは暴対法の中止命令が出された場合には効果的であることを物語っている。

#### 4.5 検 挙

ヤクザの総数に照らし合わせると、検挙された人数は（準構成員を含める）驚くほど一定であり、過去10年間では年間3万2000人ほどである。2000年に検挙された3万1054人という数は、8万3600人というヤクザ人口の37%である。しかし、警察は1999年に3万2511人のヤクザを検挙したが、そのうち起訴の手続きがなされたのは8077人であり、さらに実際に起訴されたのはわずかに6213人であった（警察庁2001:131;法務省2000:523)。つまり、大部分の検挙者は、警察の留置場で短期間、快適でない時間を過ごしただけなのである。

おそらく、1990年代の検挙に関する統計で最も注目すべきことは、主要3団体とほかの団体との間で、検挙率（検挙人数/団員数）に大きな差があるという事実である。このことは、主要3団体の団員は検挙されるケースが最も多く、他の団体はそうでもないことを意味している。さらに検挙率の増加は、大部分、山口組の組員の検挙の増加によってもたらされたものである<sup>16)</sup>。

こうした数字からうかがえることは、暴対法の導入の後の警察は、ヤクザの抗争全体に対して既存の刑法を攻撃的に用いるようになったというよりも、山口組を主たるターゲットとしていたということである。

#### 4.6 犯罪の傾向

前述したように、経済的な変化や法的処罰の厳格化によって古い市場機会は閉じられたが、新しい市場機会が開かれたことによって、ヤクザのビジネスは引き続き発展してきた。暴対法の施行のあとも、こうした両方のメカニズムが働いていることがうかがえる。民暴タイプの行為は、金銭的なゆすりをおこなうために必要な接触や経験をもたない未熟なヤクザにとっては、ますますやりにくくなった。こうしたルンペンタイプのヤクザは覚せい剤取引や組織窃盗といった、ヤクザの社会では伝統的にさげすまれてきた行為にますま

16) これらの数字は、準構成員と構成員の検挙者数にもとづいており、また公表された公的な統計ではこうした数字は個々の組織ごとに分けられていない。しかし、警察庁のデータからは、稲川会と住吉会の検挙者数が一定なのに対して、山口組の検挙者数は急激な増加をたどっていることがうかがえる。

表2 検挙率 1990年-2000年

	1990	2000
主要3団体	0.50	0.79
その他の暴力団	0.29	0.14

出典：警察白書。検挙人数を暴力団員数で割った。

す依存するようになっていく。

1990年代半ばから、没収された覚せい剤の年間量がいちじるしく増加した。1999年と2000年には、1976キログラム、1027キログラムに一気に増えている（没収量が500キログラムを超えたのは1996年と1998年の2年ぐらいであった）（警察庁 2001：84）。こうした大量の没収量にもかかわらず、末端価格は1990年後半には下がりつづけており、供給量にはさして影響がないことがうかがえる。北朝鮮が外貨獲得のために覚せい剤を生産し始めてから、覚せい剤の供給量は増加したが、その輸入と配分はヤクザによってなされている<sup>17)</sup>。典型的には、麻薬関連で検挙された人のおよそ40%がヤクザで、検挙されたヤクザの25%が麻薬関係の罪に問われている。ほかの経済的な機会が狭まる傾向にあり、一方ますます麻薬に介入することが増えてきたことがわかる。

覚せい剤関連の検挙も、1994年から一定の割合で増えてきており、2000年には1万8942件に上っており、そのうち初犯の者が50%である。現在の覚せい剤乱用の新しい傾向としては、若い世代、とくに学齢期の少女の間に蔓延していることが挙げられるが、これは密売人が以前にくらべて慎重に売ることがなくなってきたことを意味している。取引に携帯電話やインターネットが利用されることも新しい傾向である。

1990年代のルンペンタイプのヤクザが発展させたもう一つの行為は、組織窃盗である。窃盗で検挙されるヤクザの数は、1991年から1997年代にかけて2倍となり、1万3016件から2万4838件となり、警察庁はこれを暴対法の副作用と受けとめている（安田1998：27-28）。特に、10人かそれ以上の人数が関与している事件の数は、以前には10件以下であったのに対して、1997年には60件に急増している（『実話現代』1998年12月）。

とくに懸念されるのは、近代の日本ではかつて聞いたことのないような、暴力的でプロフェッショナルな強盗事件が増加していることである。1993年には、武装した現金輸送車の強奪は6件あったが、その件数はその前の3年分にあたる。1994年には9件の強奪事件があり、うち1件は兵庫県での事件で2人の強盗が5億4100万円の現金を奪うというものであった（警察庁1995：153）。ピーク時の1997年には同じような強奪事件が24件

17) イラン人の麻薬密売人を麻薬経済の重要な部分とみる見方が長い間なされているが、検挙されたイラン人の密売人数（2000年には175人）は、検挙されたヤクザの密売人数（7729人）に比べればごくわずかにすぎない。

おこり、うち 17 件では小銃が発射されている。それ以後も、こうした襲撃事件の数は 2 倍の数字を維持したままである（警察庁 前掲書）。

窃盗犯たちは、高価な車を盗むためのスペシャリスト集団をつくり、盗難車に新しい鍵やナンバープレートを付け替え、書類を用意して、正規の値段の 15～20% の価格で販売している。23 人から構成されるグループ（山口組関連の）は、検挙されるまでに 80 台以上の車をこうして売りさばいていた。別のグループは耕耘機やトラックを中国やロシアの市場に売ることを専門とし、一台のトラックを 300 万円で売りさばいていたという（『実話現代』1998 年 12 月号、1998 年岩手県の警察署（or 岩手県警）でのインタビュー）。車の窃盗は、1999 年以前には年間 3 万 5000 件であったが、1999 年には 4 万 3000 件に跳ね上がり、2000 年には 5 万 6205 件にまで達している（警察庁 2001：114）。日本と同じく左側通行のイギリスも、窃盗された日本車の売却先のひとつとなっている。

三流のヤクザが麻薬や窃盗にはまっていく傍ら、一流のヤクザたちも新たな企業活動を展開している。産業廃棄物の違法投棄というあまり洗練されていないものもあるが、インターネット上のポルノ販売やクレジットカード使用詐欺という注目すべきものもある。近年、国民生活センターに寄せられる、インターネット利用に関する不当請求についての相談は急増している。2001 年の 8 ヶ月間で、その相談件数は 1 万 2944 件に上るといふ（『毎日新聞』2002.2.12）。企業が支払いを催促する脅迫的なやり方やサイトのいかがわしさから、こうした不当請求にはヤクザの関与が見てとれる。

また、ヤクザのなかにはドット・コムの勢いに乗じる連中もいる。2000 年 10 月には、東京株式市場のマザーズに最初に上場された 1 企業の役員の 1 人が、企業の戦略について口論となった同僚を誘拐して逮捕されるという事件がおこったが、逮捕され、有罪となったこの役員は、ヤクザの企業舎弟であったことが判明している。*Financial Times* (April 10, 2001) に引用されている警察の情報によれば、近年、ナズダックとマザーズの両方でヤクザ関連の事件がおきているという。ドット・コムのバブルの間、こうした市場に上場される基準は、より確立された株式市場の基準と比べて緩やかになったため、同市場は狙われやすくなっている。現在は、ヤクザ関係者はこうした市場にあまり関心を払っていないかのように見えるが、それは株式市場が上場の基準を厳しくしたこと、そしてより重要なことに、ドット・コム市場のブームが終わったことによるものである。

## 5. 結 論

過去 10 年間、ヤクザはバブル経済の崩壊と暴対法の導入というダブルパンチと格闘し

てきた。彼らがこうした状況の変化に対応して新しいタイプのビジネスを急速に展開してきたことは、組織犯罪が高度に流動的な性質をもっていることを示唆している。競売妨害というビジネスの場合には、バブル以降の経済不況が確かに重要な要素ではあったが、経済的な要因と法的な要因は密接に結びついているため、別々に分析することはできない。経済環境の悪化によって、企業はヤクザに金銭を支払うことが難しくなったが、暴対法は企業がそうした行為をやめることを容易にした。2つの要因がともにヤクザを覚せい剤や組織窃盗という別の行為へと向寄せたといえるのである。

暴対法は社会に対して機能不全という副作用をもたらしたことは間違いないが、われわれはそれを非難すべきであろうか。答えは否である。暴対法は民暴という、それまで曖昧であった領域に法的な規制を適用し、純粋に略奪的な「暴力的要求」である限り法的な規制を加えるものであったからである。増加している暴対法による中止命令数と、極端に少ない中止命令違反件数は、暴対法に限られた範囲であるが、成功していることを示している。

しかしながら、ヤクザの「暴力的要求」の被害者が法の外やその境界線にある場合には、暴対法を頼りにすることはとてもできない。不法滞在の外国人労働者や街頭の売春する人々は、相変わらずヤクザの餌食となっている。さらには、ビジネスの本流に属する様々なセクターが、ヤクザに用心棒的サービスを依然として要求しつづけているかぎり、ヤクザが合法的世界と交流しあうことに終止符が打たれることは到底ありえないであろう。

これまで多様な組織が暴対法に対して即時に対応したことを見てきたが、対立抗争時における組事務所の廃止は、一般的にヤクザが互いの相違点を迅速に平和的に解決するように効果的に働いたといえる。1991年の2つのサミットと、それに続いておこった「盃儀式」は、西日本の組織が、東京を拠点にした団体の対立回避的なルールを採用する傾向にあったことを示している。これも暴対法が直接もたらした結果であろう。

しかし、おそらく、暴対法の最も重要な効果は心理的なものであった。初めて、法律によってヤクザが社会の敵であると認定されたのである。これは、警察官、市民、ヤクザの心理に影響を与えるものであった。非合法的な悪しき市場を除いて、組織犯罪はもはや「必要悪」とはみなされなくなった。ヤクザの被害者は恐喝する相手に対してどんどん訴訟を起こすようになり、検察当局は、たとえボディガードが武装していても、「ボス」を勇氣をもって起訴することができるようになったのである。

また、ヤクザに対する圧力は、1999年に新しい組織犯罪対策3法が成立することによって、より大きなものとなった。これらの法律は、重大犯罪における盗聴やおとり捜査の使用の増加、重大犯罪への処罰の強化、そして組織犯罪者の資産を差し押える範囲の拡大を想定して制定されたものである。もっとも、これらの法律が厳格に適用されると、ヤク

ザは自らの活動やアイデンティティを隠すようになり、同じように厳しい規制がなされている他の国のようなギャングになっていくかもしれないが。

ヤクザに対する打撃は高く評価できるが、私たちはそれに伴うリスクにも注意を払わなくてはならない。Schelling (1984: 172) が観察するように、組織犯罪集団が確立されていることの利点のひとつは、長期的にみると、個々の犯罪者にとっての外部的なコストを吸収してくれる点にある。したがって、彼らは当局と必要以上に対立しないことに関心を払う。これは東京における関東二十日会のケースに最も顕著に示されているが、西日本の団体も暴対法の導入に伴って、次第に外交的な努力をするようになってきている。だが、経済的な困難さによって、組長たちは団員たちの間に平和的な共存の方針を維持し、遵守させることに苦勞するようになってきているのも確かである。

今日のような微妙な時期においては、当局は難しいパラドックスに直面している。すでに見てきたように、彼らのターゲットは第一次的には山口組であり、第二次的には東京を拠点とする2つの大組織、稲川会と住吉会である。ある意味で、これは当然でありで正しい措置といえる。というのも、これらの団体は、暗黒界における活動の最も強力な拠点となっており、ヤクザ人口の3分の2を包摂しているからである。しかし同時に、これらの巨大組織はヤクザの世界に安定性をもたらす主たる擁護者にもなっている。力と権力をもった組織だけが、非暴力的な取り決めを実行することができるからである。つまり、もし彼らが暴対法や不況によって分裂しはじめると、内輪もめの抗争や、最も汚いビジネスに手を染めたり、新参者であるがゆえに、暴力を使って名を上げようとする離脱集団を増やすことにつながるであろう。これは、新法の有効性や、新法の実施を委ねられている人びとの勇気に対する重大な挑戦となっていくと思われる。

## 引用・参考文献

- 暴力団対策部（警察庁刑事局），2000a，『暴対法施行10年』。  
—，2002b，統計，[http://www.npa.go.jp/police\\_j.htm](http://www.npa.go.jp/police_j.htm)  
Friman, H. Richard, 1996, *NarcoDiplomacy: Exporting the U.S. War on Drugs*, Ithaca: Cornell University Press.  
Giuliani, Rudolph, 1987, "Legal Remedies for Attacking Organized Crime," H. Edelhertz, ed., *Major Issues in Organized Crime Control*, Washington, DC: US Department of Justice.  
Hartcher, Peter, 1998, *The Ministry: The Inside Story of Japan's Ministry of Finance*, London: HarperCollins Business.  
Herbert, Wolfgang, 2000, "The Yakuza and the Law," Jerry Eades, Tom Gill and Harumi Befu eds., *Globalization and Social Change in Contemporary Japan*, Melbourne: Trans Pacific Press, 143-158.  
Hill, Peter, 2003, *The Japanese Mafia: Yakuza, Law and the State*, Oxford: Oxford University Press.

- 日名子暁, 1998, 「損切り屋, はびこる!」『別冊宝島 374: ザ・倒産』宝島社, 156-167.
- 法務省, 1989-2001, 『犯罪白書』大蔵省印刷局.
- Kaplan, David E. and Alec Dubro, 1986, *Yakuza: The Explosive Account of Japan's Criminal Underworld*, Reading, MA: Addison-Wesley.
- 警察庁, 1989-2001, 『警察白書』大蔵省印刷局.
- Kerr, Alex, 2001, *Dogs and Demons: The Fall of Modern Japan*, London: Penguin.
- 小西由浩, 1997, 「暴力団による執行妨害」全国暴力追放運動推進センター編『暴力団対策法執行後5年の暴力団対策』全国暴力追放運動推進センター, 99-116.
- Mitchell, Richard, 1996, *Political Bribery in Japan*, Honolulu: University of Hawaii Press.
- 深山雅也, 2000, 「整理回収機構における取組み」『警察学論集』53 (4): 59-75.
- 溝口敦, 1986, 「ウラ社会の政治経済学」『別冊 宝島 56: ヤクザという生き方』宝島社, 178-189.
- , 1992a, 「四兆円産業を蝕む, 不法投棄の甘い蜜」『別冊 宝島 157: ヤクザという生き方: これがシノギや!』宝島社, 142-150.
- , 1992b, 「山口組と暴力団新法」『別冊 宝島 157: ヤクザという生き方: これがシノギや!』宝島社, 246-257.
- , 1997, 『現代ヤクザのウラ知識』宝島社.
- , 1998, 「企業を喰い尽す『闇世界』の住人達」『別冊宝島 374: ザ・倒産』宝島社, 188-197.
- Rebovich, Donald, 1995, "Use and Avoidance of RICO at the Local Level: The Implementation of Organized Crime Laws," Jay Albanese, ed., *Contemporary Issues in Organized Crime*, Monsey, NY: Criminal Justice Press, 141-169.
- Schelling, Thomas, 1984, *Choice and Consequence*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Van Wolferen, Karel, 1989, *The Enigma of Japanese Power*, London: Macmillan.
- 矢嶋慎一, 1992, 「とったものが勝ちや!」『別冊 宝島 157: ヤクザという生き方: これがシノギや!』宝島社, 10-22.
- 山田勝啓監修, 1994a, 『五代目山口組の素顔』双葉社.
- , 1994b, 『五代目山口組がゆく』双葉社.
- , 1998, 『五代目山口組の激流』双葉社.
- 安田貴彦, 1998, 「組織窃盗の現況と今後の対策 (上) (下)」『警察公論』53 (4): 20-28, 53 (6): 57-64.